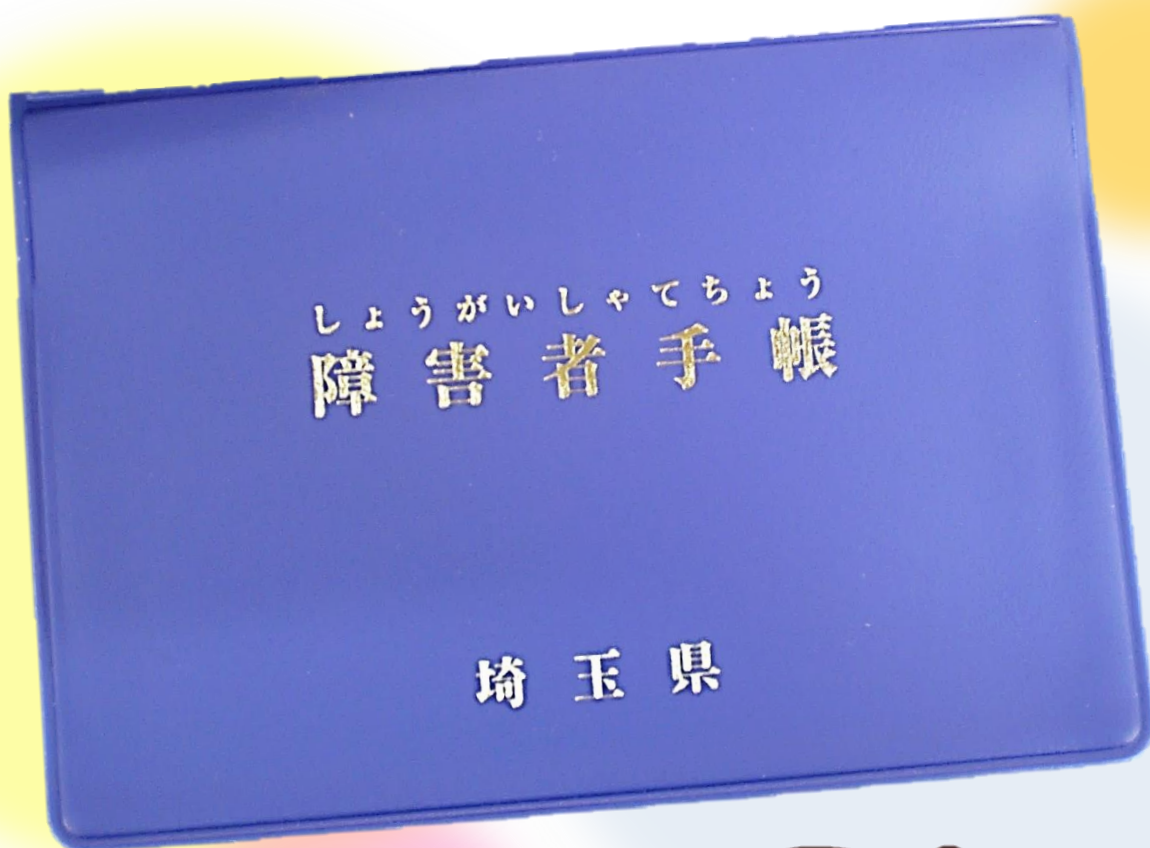


# 障害者手帳を 取得される方へ



# 障害者手帳って？



所沢市イメージマスコット

トころん

障害者手帳って最近よく聞くけど、  
一体どんなものなのかな？

## 「障害者手帳」って何だろう？

“障害”とは、**身体・知的・精神**のいずれかに、何らかのハンディキャップがある状態です。そして障害者手帳とは、**3つの障害のいずれかがあることを示す証明書**なのです。数字またはアルファベットで障害の状態を表しており、数字（アルファベット）が若いほど障害は重くなります。

障害の状態が客観的にわかる資料なので、行政では障害者手帳の情報をもとにサービスの提供を行っています。

## 障害福祉サービスが使えます！

障害者手帳を持っていると、障害の重さやお困りの内容に応じて様々な行政サービスを利用できるようになります。また、民間の施設や会社でも、手帳を見せることで料金を割引したり、利用に困らないよう配慮をしてくれる場合があります。

～代表的な行政サービスの例示～

- ・税金の軽減
- ・福祉機器の購入費補助
- ・障害者施設への通所
- ・外出を手助けするサービス
- ・医療費の補助

※障害福祉サービスの中には、障害の内容や所得、年齢等により利用が制限されるものがございます。あらかじめご了承ください。

## 障害者マークがあればいいんじゃない？

「障害者マーク（車いすマーク）」は本来、障害のある人が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示すシンボルマークなので、障害があることを周囲に知らせるものではありません。

また、マーク自体に法的な力はないので、障害者向けサービスの利用をお約束するものではありません。

障害福祉サービスを利用するには、障害者手帳の取得が必要です。



※正式名称は「障害者のための国際シンボルマーク」です。

ここが  
知りたい!

# 障害者手帳



Q1. 障害者手帳って、必ず申請しなければいけないの？

A1. 個人の自由意志で取得するものです。

障害者手帳の取得は義務ではないので取得しなくても問題ありませんが、手帳が無いと障害福祉のサービスや制度を利用できない場合が多いです。



Q2. 障害者手帳を作るのって、やっぱりお金がかかるのかな？

A2. 手帳の発行は無料ですが、必要経費は実費となります。

住民票や戸籍謄本等と異なり、障害者手帳の発行は無料です。手帳取得にかかる病院の受診料や診断書作成料、交通費等は実費となりますので、あらかじめご了承ください。



Q3. 障害者手帳を持っていることを学校や職場に知られないかな？

A3. 市役所から知らせることはありません。

市役所から学校や職場に対し、手帳を持っていることを知らせることはありません。しかし、税金の控除の申請、各種割引の利用等、サービスを利用する上で障害者手帳を他の人に見せなければならない事があります。



Q4. 手帳があれば、お店とかで障害者用の  
駐車場を使えるようになるの？

A4. 障害者用駐車場は**歩行が難しい方**のための場所です。

障害者用駐車場は、車いすや杖を使用している方、歩行が困難な方がドアを全開にして乗り降りしやすくするために、通常の駐車場よりも広いスペースを確保してある場所です。

障害をお持ちであっても、歩行に支障が無い方は利用をお控えください。



Q5. 障害者手帳を申請したいんだけど、  
年齢制限ってあるの？

A5. ありません。

手帳取得の条件に年齢制限はないので、どなたでもご申請いただけます。  
手帳取得に制限はありませんが、障害者等級や年齢、所得等の条件によって利用できないサービスがあります。



Q6. 障害者手帳があると、どんなサービスが  
使えるのかな？具体的に教えて！

A6. **税金の減免、交通料金等の割引、各種補助制度** などなど…

税金の減免や交通料金・公共施設での割引のほか、手帳の種類や等級によっては医療費補助や外出援助、補助金の給付をご利用いただけます。

各種サービスについての詳細は『**障害者福祉ガイド**』をご覧ください。

**検索方法** 所沢市ホームページ「キーワード検索」>「障害者福祉ガイド」で検索  
>[障害者福祉ガイド](#)



★障害の内容により、手帳申請の手続きが異なります。

障害者手帳は**身体**・**知的**・**精神**の種類ごとに作成されます。手続きに必要な持ち物や申請の手順はそれぞれ異なりますので、各障害のページにて詳細をご確認ください。

## 身体障害

身体の一部に障害がある場合はこちら

 5ページ

## 知的障害

知的機能に障害がある場合はこちら

 10ページ

## 精神障害

心の病、脳の障害がある場合はこちら

 14ページ

# ～身体障害の場合～

## 身体障害の区分

### \* 肢体不自由

手・足・体幹の機能に障害があるため、立ったり座ったり歩くことが難しい

### \* 内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう、直腸、肝臓、免疫機能の障害のために、体力が低下したり、特別な治療や器具が必要になる状態

### \* 視覚障害

視力や視野の機能に障害があり、メガネの使用や治療による改善が困難な状態

### \* 聴覚障害

耳の機能の障害のため、音の聞き取りが難しい

### \* 平衡(へいこう)機能障害

手や足に異常がないにも関わらず、立ったり歩いたりすることが難しい

### \* 音声・言語・そしゃく障害

耳や喉、嚙む機能の障害のため、話すことや食べることが難しい

## \* 等級について

身体全体の状態を、障害の重さによって**6段階の等級**で表したものです。利用できるサービスの種類や内容の主な基準となります。



## \* 身体障害者手帳を取得するための手順

- ① **手帳取得専用の診断書**を用意し、医師に診断書を書いてもらう
- ② 障害福祉課に診断書を持参。申請書を記入し、診断書とあわせて提出



※診断書は県の判定機関に送られ、等級の審査・決定、手帳の作成が行われます。出来上がった手帳は市役所に送られます。

- ③ 身体障害者手帳が出来上がると、障害福祉課から自宅にお知らせが届く
- ④ 障害福祉課で手帳を受け取る

4ステップで意外と簡単!



## \*申請に必要な持ち物

身体障害者手帳の申請に必要な物は、以下の2点です。

### ① 指定医師が作成した診断書

診断書は作成した日から3ヶ月以内（申請日時点）のものでないと無効となります。診断書ができあがりましたら、お早めにご申請ください。

### ② マイナンバーがわかる書類

詳細は下記をご覧ください。

★身体障害者手帳には顔写真の添付が必要ですが、写真は出来上がった手帳を受け取る時にお持ちください。申請の段階では必要ありません。（詳細は9ページ）

## \*マイナンバーがわかる書類について

マイナンバーの確認書類は、下記A、Bのいずれかとなります。

A. 個人番号カード（顔写真付のカード。任意で取得するもの）

B. 番号通知カード（平成27年秋に郵送されたもの）

なお、Bは別途本人確認書類も必要です。免許証等の顔写真入りの証明書なら1点、保険証等の顔写真がない証明書なら2点ご用意ください。

## \*代理人による申請について

身体障害者手帳は代理人による申請も可能です。代理人が申請をする場合は、先述のA、Bに加えて、下記のいずれかが必要になります。

### \*法定代理人が申請する場合（親権者、未成年後見人、成年後見人）

C. 代理人の本人確認書類

D. 登記事項証明書等、法定代理人であることを証明できる書類

### \*法定代理人以外が申請する場合（親権者以外の家族等）

E. 代理人の本人確認書類

F. 委任状 ☆委任状の見本は障害福祉課窓口及び市HPにてご用意しております。

検索方法 所沢市ホームページ「キーワード検索」>「障害者手帳を取得される方へ」で検索  
>委任状の書式（参考）>委任状見本

代理人の本人確認書類も、上記と同様に顔写真入りの証明書なら1点、顔写真がない証明書なら2点ご用意ください。

## \* 申請のポイント

★診断書を作成できる医師は法律で指定されています。 埼玉県ホームページでは県内の指定医師を確認できます。

**検索方法** 所沢市ホームページ「キーワード検索」>「障害者手帳を取得される方へ」で検索  
>15条指定医師について>身体障害者福祉法第15条指定医師（埼玉県）

※県外の指定医師については、おかけの病院に直接ご確認ください。

★病院によっては、初診の方に対して診断書を作成できない場合があります。**初診の場合は事前に医療機関へお問合せいただき、診断書作成の可否をご確認ください。**

★**専用の診断書**は障害福祉課窓口で受け取れるほか、埼玉県ホームページからダウンロードすることができます。

**検索方法** 所沢市ホームページ「キーワード検索」>「障害者手帳を取得される方へ」で検索  
>関連ホームページ>身体障害者手帳（埼玉県総合リハビリテーションセンター）

★障害が1つでない場合は、診断書を用意することで2つ以上の障害を同時に申請することができます。複数部位に障害が認められると、等級が上がる場合があります。

例…足と心臓に障害がある場合 ⇒「肢体不自由」と「心臓」の2つで申請



診断書を複数用意するときは、2つの事に注意してね！

- 指定医師は障害の部位ごとに定められているため、複数の医師または病院を受診する必要があります。
- 受診料や診断書作成料の負担が大きくなります。

### —おことわり—

**お身体の状態によっては、障害者手帳を取得できない場合があります。**

障害者等級に該当するか、どの程度の等級になるのか等の判断は、埼玉県総合リハビリテーションセンターが指定医師の診断書を基に行います。

障害福祉課では手帳取得の判断はできかねますので、あらかじめご了承ください。

身体障害者手帳に関するご相談の窓口はこちら

**障害福祉課 TEL：04-2998-9116**

**FAX：04-2998-1147**

所在地：〒359-8501 所沢市並木 1-1-1



ここが  
知りたい!

# 身体障害者手帳



Q1. 身体障害者手帳に有効期間ってあるの？

A1. ある場合とない場合があります。

等級の見直しが必要な場合は、指定された時期に再度医師による診断を受けなければなりません。特に指定がない場合は、記載内容に変更がない限り同じ手帳を使い続けることができます。

また、県外にお引越された場合でも、引越先の役所で住所変更手続きをすることで同じ手帳を使い続けることができます。



Q2. 要介護3の認定を受けているけど、  
障害者手帳って必要なの？

A2. 障害者手帳は、介護保険とは別の制度です。

障害認定と介護認定は異なる制度と基準に基づいて行われており、それぞれから提供されるサービスは併用することができます。なお、内容が重複するサービスは介護保険の利用が優先されますので、ご了承ください。



Q3. どこの病院が良いのかよくわからないから、  
オススメの病院教えてよ！

A3. 市役所では病院の紹介は行っておりません。

大変申し訳ございませんが、市役所では病院の紹介は行っておりません。病院をお探しの場合は、ご自身でお調べいただくか、おかけの病院にご相談ください。なお、市内の指定医師は確認できますので、確認される際はお問い合わせください。



Q4. 家族が脳梗塞になっちゃって……  
早く手帳の申請をしないと！

#### A4. 身体障害の場合、すぐに診断書を作れない場合が多いです。

身体障害の場合、身体の状態が安定し、障害が固定化するまでは診断書を作成できないと決められており、その目安は発症から6ヶ月以上経過してからとされています。

ただし、下記のどちらかに当てはまる場合は、6ヶ月経つ前でも診断書を作成することができます。

- A. 医師の判断により、障害が固定化したと認められた場合
- B. 今後症状が変化しないもの（ペースメーカー、人工肛門、切断等）



Q5. 本人は動ける状態じゃないから、  
写真を撮りに行けないよ～…

#### A5. 証明写真でなくても構いません。

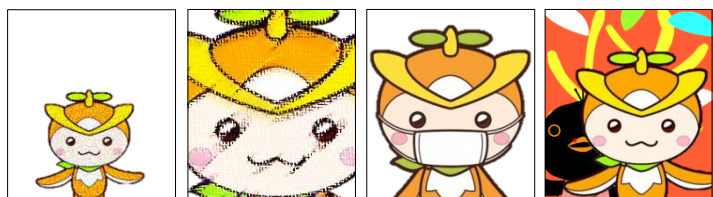
添付する写真は、ご自宅や外出先で撮影したものも使用できます。写真をご用意いただく際は、以下の点にご注意ください。

- ・顔が正面からハッキリと写っていて、**縦4cm・横3cm**のサイズに合う写真をお選びください。（帽子、マスク、サングラス等は着用不可）
- ・直近1年以内に撮影したもの。
- ・無背景に近いもの（他の人や目立つ物が写り込んでいるものは不可）
- ・印刷の際は写真用の用紙を使用してください。普通紙で印刷した写真ではお受けできません。

⇒  
良い例



⇒  
悪い例



# ～知的障害の場合～

※埼玉県では、知的障害の手帳のことを「療育手帳」と呼びます

## 判定基準の目安

### \* 知的機能

知的機能の障害が18歳未満に出現しており、知能指数検査の結果（IQ）がおおむね70以下。

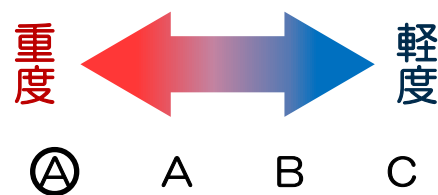
### \* 判定方法

埼玉県療育手帳制度要綱に基づき判定されます。  
具体的な内容は、面談、知能検査、医師の診察によって行われます。



## \* 等級について

療育手帳は、障害の程度によって4段階の等級に区分されます。  
等級は、利用できるサービスの種類や内容に深く関わってくるものです。



18歳未満はこども福祉課、  
18歳以上は障害福祉課で  
受付いたします

## \* 療育手帳を取得するための手順

- ① こども福祉課または障害福祉課にて、手帳取得申請を行う  
★申請の際には、お住まいの地域の担当のケースワーカーが対応いたします。
- ② 児童相談所または知的障害者更生相談所で、心理判定員や医師による面接や聞き取り、検査が行われる  
約2ヶ月 ↓ ※判定結果をもとに等級の審査・決定、療育手帳の作成が行われます。  
出来上がった療育手帳は市役所に送られます。
- ③ 療育手帳が出来上がると、①で申請をした課から自宅にお知らせが届く
- ④ ①で申請をした課で手帳を受け取る

## \*申請に必要な持ち物

療育手帳の申請に必要な物は、以下の3点です。

- ① 母子手帳
- ② 幼少期の様子がわかる資料（18歳以上の方が申請する場合）  
幼少期の成績表、病院での知的検査結果等をお持ち下さい。資料が無い場合は、ご本人の状況に詳しい方から17歳以前のエピソードの聞き取りを行います。
- ③ マイナンバーがわかる書類（詳細は6ページをご覧ください）

★療育手帳には顔写真の添付が必要ですが、**写真は出来上がった手帳を受け取る時にお持ちください。**申請の段階では必要ありません。（詳細は9ページ）

### —18歳以上の方の療育手帳取得—

厚生労働省の知的障害児（者）基礎調査によると、知的機能の障害はおおむね18歳までに現れるとされています。そのため18歳以上の方が新しく療育手帳を取得される際は、上記②の資料を基に幼少期の様子を確認させていただいております。

## \*申請のポイント

- ★前ページ①の申請受付の際、担当ケースワーカーによる聞き取りを行います。聞き取りは**30分～1時間程かかります。**
- ★担当者が業務の都合上、不在の場合がございます。申請の際は、事前に担当課にご連絡いただき、聞き取りを行う日時の日程調整をお願いいたします。

療育手帳に関するご相談窓口はこちら ※ご年齢により窓口が異なります

18歳未満⇒ こども福祉課

TEL：04-2998-9223 FAX：04-2998-9035

18歳以上⇒ 障害福祉課

TEL：04-2998-9116 FAX：04-2998-1147

所在地：〒359-8501 所沢市並木 1-1-1

ここが  
知りたい!

# 療育手帳



Q1. 療育手帳は有効期間ってあるの？

A1. 成人するまでは等級の見直しがあります。

お子様の成長に合わせて、成人までの間数年おきに等級の見直しを行います。期日を過ぎても見直しを行わない場合、障害福祉サービスの一部が利用できなくなりますのでご注意ください。

最後の判定を行った後は、住所等の記載内容に変更がない限り、同じ手帳を使い続けることができます。※ただし転居等例外あり(Q4参照)



Q2. 他の手帳は申請に診断書がいるみたい  
だけど、用意しなくても大丈夫なの？

A2. 事前に診断書を用意する必要はありません。

療育手帳の場合は、判定の際に専門職による面接や聞き取り、検査が行われ、その結果が手帳の内容に反映されます。



Q3. 療育手帳の判定日当日は何をするの？

A3. 「心理検査」と「面談（日常生活について）」を行います。

本人は「心理検査」、保護者は「面談」という形式が多いです。  
新規申請の場合、上記に加え精神科医師による診察を実施します。





Q4. 引っ越したら手帳を作り直さないといけないとダメって聞いたんだけど、本当なの？

A4. 引越先が埼玉県外またはさいたま市だと作り直しが必要です。

知的障害の手帳は都道府県ごとに認定基準が異なります。そのため埼玉県外にお引越された場合は、引越先の基準に合わせた手帳を作り直さなければなりません。

また、さいたま市も独自の判定機関を有しているため、県外にお引越される場合と同様に手帳の作り直しを行います。

県外またはさいたま市に転居された場合は、必ず引越先の役所で知的障害の手帳交付のお手続きをお願いいたします。



Q5. 動き回っちゃう子だから、写真屋さんに行くのは難しいかも…

A5. 証明写真でなくても構いません。

手帳に添付する写真は、ご自宅や外出先で撮影したものも使用できます。9ページのA5に規格等の詳細を記載しておりますので、ご覧ください。



Q6. 療育手帳が欲しいけど、手帳を取るの  
は難しそうだって言われたよ…

A6. 別の手帳を取得できるかもしれません。

療育手帳の基準に該当しない場合でも、発達障害や自閉症等の診断により、**精神障害者保健福祉手帳**の認定を受けられる可能性があります。

次の14ページから詳しくご紹介します。

# ～精神障害の場合～

※精神障害の手帳のことは「精神障害者保健福祉手帳」と呼びますが、ここから先は「精神手帳」と省略して記載します。

## 対象となる代表的な疾患

### \*精神の疾患

統合失調症、発達障害、自閉症、パーソナリティ障害、そううつ、摂食障害、アルコールや薬物による依存症 等

### \*脳の疾患

高次脳機能障害、てんかん、認知症 等

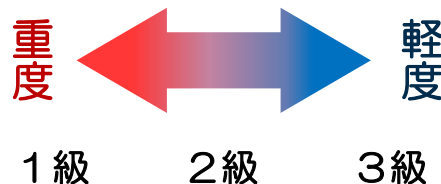
このほかにも多数の疾患が対象になります



## \*等級について

精神手帳は、障害の重さによって **3段階の等級** に区分されます。

等級は、利用できるサービスの種類や内容に深く関わってくるものです。



## \*精神手帳を取得するための手順

### ～注意～

精神手帳の手続きは市役所本庁舎ではなく、**保健センター内の部署「健康管理課 ところの健康支援室」**で承っております。

※以降は「ところの健康支援室」と省略します

- ① 医師に**手帳取得専用の診断書**を書いてもらう。または**障害年金の関連書類**を用意する
- ② 保健センター内の**ところの健康支援室**にて申請書を記入し、診断書（障害年金証書）を提出

約3ヶ月

※診断書(障害年金の書類)は県の判定機関に送られ、等級の審査・決定、精神手帳の作成が行われます。出来上がった精神手帳は保健センターに送られます。

- ③ 精神手帳が出来上がると、**ところの健康支援室**から自宅にお知らせが届く
- ④ **ところの健康支援室**で精神手帳を受け取る

## \*申請に必要な持ち物

精神手帳の申請に必要な物は、以下の3点です。

①と②はどちらか一方をご用意ください。

### ① 医師が作成した診断書

※精神科への初診から6ヶ月以上経ってから取得したものがが必要です。

※診断書は作成した日から3ヶ月以内（申請日時点）のものでないと無効となります。診断書ができあがりましたら、お早めにご申請ください。

### ② 障害年金の関連書類（3種類）

関連書類と認められるものを下記に記載しております。

### ③ マイナンバーがわかる書類（詳細は6ページをご覧ください）

## \*障害年金の関連書類について

障害年金の関連書類は以下の3種類です。

A. 年金証書

B. 直近の振込（送金）通知書

C. 同意書

対象となる障害年金は

- 障害基礎年金
- 障害厚生（共済）年金
- 特別障害者給付金

の3種類です！



### ～Cの同意書とは？～

埼玉県が年金事務所に対し、お客様の障害年金の情報を直接問い合わせてもよいかを確認するための書類です。

★診断書や同意書の様式は、こころの健康支援室窓口及び市HPにてご用意しております。

**検索方法** 所沢市ホームページ「キーワード検索」>「精神障害者保健福祉手帳について」で検索  
>申請に必要な書類について（新規・更新）>手帳診断書、同意書

## \*精神手帳に貼る顔写真

精神手帳は顔写真の添付は任意ですので、写真を貼らずに使用することができます。

ですが、写真の無い手帳は本人確認が必要なサービス（交通運賃の割引等）をご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

写真の添付をご希望の方は、出来上がった手帳を受け取る時に写真をお持ちください。（詳細は9ページ）

## —自立支援医療のご案内—

精神疾患の治療で病院に掛かっている方は、自立支援医療（精神通院）をご利用いただけます。自立支援医療を利用することで\***精神通院にかかる診療費の負担が1割で済む**ようになります。また、所得に応じてひと月あたりの負担額の上限を決めておりますので、負担が増えすぎることなく安心して治療を継続することができます。

自立支援医療は精神手帳を持っていなくても利用できますので、手帳取得が難しい方もお気軽にご相談ください。

※診察代、薬代、訪問看護、デイケア、検査代が1割負担の対象です。

## \*申請のポイント

★手帳の申請と自立支援医療の申請は同時に行うことができます。同時に申請する場合は、**専用の診断書**が必要です。診断書には自立支援医療を申請するための項目がありますので、医師に記入を依頼してください。

精神手帳に関するご相談の窓口はこちら

### 健康管理課 こころの健康支援室

※保健センター内の部署です。

TEL : 04-2991-1812 FAX : 04-2998-1178

所在地 : 〒359-0025 所沢市上安松 1224-1

## 保健センター アクセス

### 【電車】

西武新宿線・池袋線

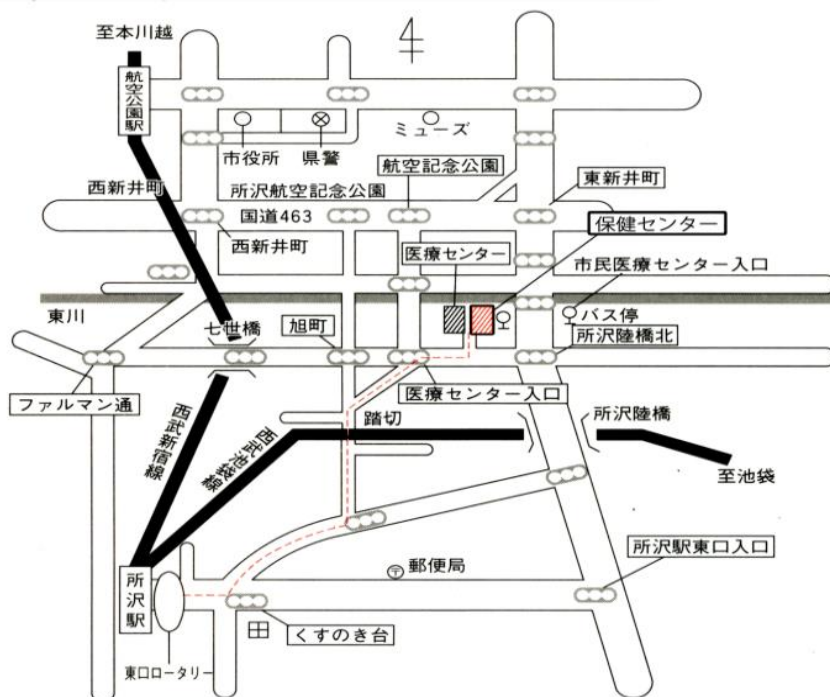
所沢駅東口から徒歩約15分

### 【ところバス・西武バス】

西武新宿線・池袋線

所沢駅または西武新宿線航空公園駅から

約10~12分



ここが  
知りたい!

# 精神手帳



Q1. 精神手帳の有効期間ってあるの？

A1. 有効期間は2年間です。

精神疾患は、他の障害よりも状態が変化しやすいので、2年おきに等級の見直しを行います。期日を過ぎても見直しを行わない場合、障害福祉サービスの一部が利用できなくなりますのでご注意ください。



Q2. 申請まで時間がかかるって聞いたけど本当？

A2. 初診から6か月経ってからの受付になります。

精神手帳は、**精神科への初診から6か月以上経過**してから申請できるようになります。手帳取得用の診断書も、初診日から6か月以上経ってから作成したものでないと無効になりますのでご注意ください。



Q3. 精神手帳、自立支援、障害年金…

いろいろあるけど何が違うの？

A3. サービスの趣旨や内容が異なります。

精神手帳…精神障害の方がサービスを利用しやすくするためのものです。  
(在宅サービス、補助金 など)

自立支援…自立支援医療のことで、精神関連の医療費負担を軽減します。  
精神手帳が無くても利用できます。

障害年金…障害をお持ちの方を対象とした年金の制度です。  
精神障害に限ったものではありません。





Q3. 診断書はどんな先生に  
書いてもらえばいいのかな？

A3. 主治医にお願いしてみましょう。

身体障害者手帳と異なり、精神手帳の診断書作成は特別な資格を必要としません。医師であればどなたにお願いしても大丈夫です。  
なお、作成には文書料（診断書の作成費用）がかかりますので、あらかじめご了承ください。



Q4. 引っ越したら手帳を作り直さないとダメって  
聞いたんだけど、本当なの？

A4. 引越先が**埼玉県外**だと作り直しが必要です。

精神手帳は都道府県ごとに様式が異なります。そのため埼玉県外にお引越された場合は、引越先の基準に合わせた手帳を作り直さなければなりません。  
県外に転居された場合は、必ず引越先の役所で精神手帳交付のお手続きをお願いいたします。



Q5. 手帳に写真を載せたいけど、撮りに出  
かけられる状態じゃないよ〜…

A5. 証明写真でなくても構いません。

精神手帳に添付する写真は、ご自宅等で撮影したものも使用できます。  
9ページのA5に規格の詳細を記載しておりますので、ご覧ください。



作成：所沢市役所 福祉部 障害福祉課

